

【アメリカ】2020 会計年度国防授權法とインド太平洋地域政策

専門調査員 海外立法情報調査室主任 廣瀬 淳子

* 2020 会計年度国防授權法は、2019 年 12 月 20 日に制定された。同法には、インド太平洋地域における政策として、日米韓同盟等に関する条項が含まれている。

1 概要

2020 会計年度国防授權法¹（以下「2020 年度法」）は、2019 年 12 月 20 日に大統領の署名を経て制定された。国防授權法は、毎会計年度の国防政策と国防予算の大枠を定めるものである。2020 年度法による国防予算の裁量的経費の総額は、7380 億ドルである。

全 76 編で構成される 2020 年度法の第 12 編「外国に関する事項」の F「インド太平洋地域関連事項」では、この地域に関する政策が列挙されている。特に、第 1255 条「日本と韓国の直接、間接及び負担共用貢献に関する報告」、第 1256 条「日本と韓国政府への安全保障コミットメント及び米国、日本、韓国の 3 国間協力に関する連邦議会の意思」では、日米安全保障体制の重要性について言及されている。主要な条項は、次のとおりである。

2 インド太平洋地域政策

(1) 中国政策

- ・国防省が連邦議会に提出する中国の軍事動向に関する年次報告書²に、中国の海外投資、中国沿岸警備隊によるグレーゾーン活動の利用、中国軍のロシアとの関係、人権の欠如、監視国家化などの項目を含めるものとする。
- ・国防長官は、ロシア及び中国の北極圏での軍事活動に関する報告書を連邦議会に提出しなければならない。
- ・国防長官が、中国製ドローンを調達することを禁止する。中国国営企業からの、鉄道車両、バス車両の調達を制限する。中国のファーウェイ社への規制の緩和を制限する。
- ・人権保障や中国からの自治の継続を求める香港の人々を無条件で支持することは、連邦議会の意思である。

(2) 北朝鮮政策

- ・在韓米軍や米国の同盟国に対する北朝鮮の大量破壊兵器と従来からの脅威に対応するためには、外交、経済制裁、信頼できる抑止が不可欠であることが、連邦議会の意思である。北朝鮮の最近のミサイル発射を非難する。米国は同盟国と協力して、北朝鮮を抑止しなければならない。
- ・北朝鮮の石炭、鉱物、繊維製品、石油製品、原油の輸出入に制裁を科す。また、既に制裁リストに掲載されている金融機関が北朝鮮との違法な取引に関与した場合は追加の制裁を科す。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020 年 1 月 14 日である。

¹ National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2020, P.L.116-92. <<https://www.congress.gov/116/bills/s1790/BILLS-116s1790enr.pdf>>

² 2000 会計年度国防授權法等の規定に基づき提出される年次報告書。2019 年版の報告書は、*Annual Report to Congress: Military and Security Developments Involving the People's Republic of China 2019*, Department of Defense, May 2019. <https://media.defense.gov/2019/May/02/2002127082/-1/-1/2019_CHINA_MILITARY_POWER_REPORT.pdf>

(3) 日米韓同盟

- ・次の点は、連邦議会の意思である。
- ①インド太平洋地域の平和と安定に不可欠であり、民主主義、法治主義、自由で開かれた市場、人権の尊重という価値を共有する、日本及び韓国との同盟に米国がコミットし続けること。
- ②大量破壊兵器の拡散など、地域や地球規模の課題に対峙するには、米日韓の協力が不可欠であること。
- ③米国、日本、韓国は、北朝鮮の核や弾道ミサイル、生物化学兵器開発等が地域の平和と安定の脅威となっていることに深い懸念を共有する。
- ④日本と韓国との安全保障上の協力は、地域の平和と安定の維持、共通の利益の推進等に不可欠であることが米国の見解である。
- ⑤2016年11月23日の日韓秘密軍事情報保護協定（GSOMIA）及び2015年12月29日の日米韓情報共有協定³は、地域の安全保障に死活的に重要であり、維持されるべきである。
- ⑥米日韓の安全保障は、共通の脅威に対して相互に密接に関連しており、米国は日韓との二国間安全保障関係の強化及び三国間の防衛調整、協力の深化を促進しなければならない。
- ・会計検査院長は、日本と韓国による、在外米軍、在日米軍、在韓米軍を支援するための直接、間接又は負担共有の負担額に関する報告書を連邦議会に提出しなければならない。報告書には、日本や韓国に米軍を展開することにより得られる、米国や地域の安全保障上の利益、2016年以降毎年の在日米軍、在韓米軍の駐留経費、駐留経費の日韓両国と米国との分担割合、基地の移転費用等と、普天間基地移転費用などの基地移転費用のうち、日本や韓国側の負担額を含むものとする。
- ・2020年度法で授権された予算を在韓米軍の兵力を28,500人より削減することに使用することを禁止する。これより在韓米軍の兵力を削減する場合には、国防長官は、削減が米国の国家安全保障上の利益に叶うこと、削減がこの地域の米国の同盟国の安全保障を重度に損なわないことを証明しなければならない。また削減について国防長官は、韓国、日本を含む同盟国と事前に協議しなければならない。

3 宇宙軍創設等

- ・陸軍、海軍、空軍、海兵隊、沿岸警備隊に続く6番目の軍として、空軍省に宇宙軍（U.S. Space Force）を創設する。
- ・軍人給与を3.1%引き上げる。
- ・空母の最低11隻の体制を維持する。
- ・対ロシア政策については、ウクライナ安全保障支援イニシアティブ（Ukraine Security Assistance Initiative）予算を拡充し、3億ドルを授権する。ロシア軍と米軍の間の協力を禁止する。米国政府が、ロシアのクリミア併合を承認することを禁止する。
- ・2020年度法で授権される予算をNATOからの脱退等に使用することを禁止する。

参考文献

- ・“FY 2020 NDAA Summary” <https://www.armed-services.senate.gov/imo/media/doc/FY20%20NDAA%20Conference%20Summary%20_%20FINAL.pdf>

³ 2014年12月29日に署名された日米韓情報共有に関する防衛当局間取決めを指すと考えられる。